

施策名	目 標1－1地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり				担当部局名		地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室 大臣官房 地域脱炭素事業推進課 環境経済課 自然環境局 自然環境整備課温泉地保護利用推進室 国立公園課 環境再生資源循環局 資源循環課 本課 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 廃棄物適正処理推進課 本課 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 脱炭素モビリティ事業室								
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。				政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和7年8月					
達成すべき目標	2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。				政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進								
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なものの） ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）：第2章及び第3章 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）：IV.1. ・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）：第2章3.(2) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）：第2章及び第3章 ・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和3年10月22日閣議決定）：「2050年カーボンニュートラルと総合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」															
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		達成	
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 温室効果ガス排出量・吸収量（CO2換算トン）		14億700万	H25年度	7億6,000万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく。		－
						11億1,000万	10億8,500万	－	－	－	－	－			
2 エネルギー起源二酸化炭素の排出量（CO2換算トン）		12億3,500万	H25年度	6億7,700万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						9億8,700万	9億6,400万	－	－	－	－	－			
3 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（CO2換算トン）		1億3,480万	H25年度	1億1,450万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						1億2,460万	1億1,980万	－	－	－	－	－			
4 代替フロン等4ガスの排出量（CO2換算トン）		3,720万	H25年度	2,180万	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						5,190万	5,240万	－	－	－	－	－			
5 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量（CO2換算トン）		-	-	約4,770万	R12年度（R2年度）	-	-	-	-	-	-	-	同上		－
						5,360万	5,020万	－	－	－	－	－			

	6 デコ活応援団 (官民連携協 議会)参画者 数(企業、自 治体、団体 等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	同上		-					
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	地球温暖化 対策推進法 施行推進経 費 (平成10年 度)	1	004675	(5)	環境配慮型 先進トラック・ バス導入加 速事業(国土 交通省・経済 産業省連携 事業) (令和元年 度)	1.2	004735	(9)	温室効果ガス 関連情報基 盤整備事業 (平成16年 度)	1.2	004684	(13)	バッテリー交 換式EVとパッ テリーステー ション活用に よる地域貢献 型脱炭素物 流等構築事 業(一部経済 産業省連携 事業) (令和2年度)	1.2	004753	(17)	地域脱炭素 移行・再エネ 推進交付金 (令和4年度)	1.2	001900
(2)	脱炭素社会 実現に向けた 国際研究調 査事業 (平成26年 度)	1.2	004676	(6)	廃棄物処理 ×脱炭素化 によるマルチ ベネフィット達 成促進事業 (令和2年度)	1.2	004751	(10)	2050年ネット・ ゼロの実現に 向けたインベ ントリ整備・中 長期的排出 削減対策検 討等調査費 (平成29年 度)	1.2,3,4,5	004749	(14)	低炭素型 ディーゼルト ラック等普及 加速化事業 (国土交通省 連携事業) (令和2年度)	1.2	004754	(18)	地域共生型 地熱利活用 に向けた方策 等検討事業 (令和4年度)	1.2	005016
(3)	廃棄物処理 施設を核とし た地域循環 共生圏構築 促進事業 (平成24年 度)	1.2	004679	(7)	民間企業等 による再エネ 主力化・レジ リエンス強化 促進事業 (令和2年度)	1.2	004752	(11)	家庭部門の CO2排出実態 統計調査事 業 (平成25年 度)	1.2	004685	(15)	革新的な省 CO2実現のた めの部材や 素材の社会 実装・普及展 開加速化事 業 (令和2年度)	1.2	004755	(19)	環境保全と利 用の最適化 による地域共 生型再エネ導 入加速化検 討事業(令和 6年度)	1.2	007455
(4)	環境金融の 拡大に向けた 利子補給事 業 (平成25年 度)	1.2	004681	(8)	住宅のZEH・ 省CO2化促進 事業 (戸建:令和3 年度、集合: 平成30年度)	1.2	004761	(12)	「デコ活」(脱 炭素につなが る新しい豊か な暮らしを創 る国民運動) 推進事業 (令和4年度)	1.2,3,6	007457	(16)	産業車両等 の脱炭素化 促進事業 (令和3年度)	1.2	006220	(20)	建築物等の ZEB化・省 CO2化普及加 速事業(令和 6年度)	1.2	007456
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(21)	金融機関を通 じたバリュー チェーン脱炭 素化推進の ための利子 補給事業(令 和6年度)	1.2	007458	(25)	脱炭素社会 構築に向けた 再エネ等由来 水素活用推 進事業(一部 経済産業省、 国土交通省 連携事業) (平成27年 度)	1.2	004703	(29)	浄化槽シス テムの脱炭素 化推進事業 (令和4年度)	1.2	005018	(33)	プラスチック 資源・金属資 源等の脱炭 素型有効活 用設備等導 入促進事業 のうち、「高効 率廃熱回収 設備等導入 支援事業」 (令和5年度)	1.2	206	(37)	「脱炭素×復 興まちづくり」 推進事業 (令和3年度)	1.2	005002
(22)	運輸部門の 脱炭素化に 向けた先進的 システム社会 実装促進事 業(令和6年 度)	1.2	007459	(26)	森林等の吸 収源対策に 関する国内基 盤整備事業 費 (平成11年 度)	1.5	004705	(30)	地域共創・セ クター横断型 カーボン ニュートラル 技術開発・実 証事業(一部 国土交通省、 農林水産省 連携事業) (令和4年度)	1.2	005019	(34)	カーボンブ ライニング可 能性調査事業 (平成29年度)	1.2	004720	(38)	ゼロカーボン シティ実現に 向けた地域の 気候変動対 策基盤整備 事業 (令和3年度)	1.2,3,4,5	005003

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【温室効果ガス全体の排出削減】 ○将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくためには、地球温暖化対策計画のフォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図り、創造的に地球温暖化対策を実施することが必要不可欠である。毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策への強化を図っていく必要がある。 ○Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者には、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を図り、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減を実現するため、機器管理者・解体業者・自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。 ○フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めるとともに、CO2吸収型コンクリートについて、インベントリ報告対象技術の拡充やJ-クレジット化の検討等を加速することで、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【国民への普及啓発】 ○「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。 ○令和4年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定した。 ○今後、デコ活応援団(官民連携協議会)を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。 ○国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトであり、かつ、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に対する補助制度を創設した。			
	次期目標等への反映の方向性	【温室効果ガス全体の排出削減】	○毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策への強化を図っていく。また、法及び地球温暖化対策計画に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。		
	【施策】	【代替フロン等ガスの排出抑制】	○フロン類について、HFCの生産量・消費量の規制、新規出荷機器に使用する冷媒の低GWP化、使用機器からの漏えい対策の推進、廃棄機器の冷媒回収の推進等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。		
		【吸収源対策】	○パリ協定下において、引き続き気候変動枠組条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から、吸収量の算定・報告を進める。		
【測定指標】	【国民への普及啓発】	○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、認知拡大キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすること			
	【Scope3の排出削減の状況】	○ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。			
学識経験を有する者の知見の活用	SDGs目標との関係	【温室効果ガス全体の排出削減】	○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。		
		【代替フロン等ガスの排出抑制】	○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		【吸収源対策】	○令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。		
		【国民への普及啓発】	○〇デコ活応援団（官民連携協議会）の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの国民運動「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標は変更しない。		
		【Scope3の排出削減の状況】	○ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について今後検討する。		
		【主な目標】	中期削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少しているという観点で、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。		
		【副次的効果が期待される目標】	地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいも経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。		

施策名	目 標1－2世界全体での抜本的な排出削減への貢献										担当部局名		地球環境局 脱炭素社会移行推進室 気候変動観測研究戦略室 地球温暖化対策課 国際連携課 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室						
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和7年8月			
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。カーボンニュートラルに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。										政策体系上の位置付け		1. 地球温暖化対策の推進						
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)、第3部 ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定):第2章及び第3章 ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定):「2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」 ・新しい資本主義実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定):IV. 個別分野の取組 2.宇宙 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂)第2章 具体的施策の柱 2.脱炭素社会に向けたトランジションの加速 ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定)第1章、第2章及び第3章 ・パリ協定(平成28年11月発効)第6条 ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定):4. 国際展開戦略																			
測定指標		基準値		目 標 値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成	
		年度ごとの実績値																	
			基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
1		JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)	－	－	10,000	R12	－	－	－	－	－	－	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき設定。					－	
						1,882	2,192	2,649	2,655	－	－	－							
測定指標		目 標			目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠											達成	
2		パリ協定の実施に向けた貢献	－		R12年度	パリ協定が2020年から本格実施となり、途上国の削減目標(NDC)の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。												－	
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)		脱炭素移行支援関連拠出・分担金	1,2	004693	(5)		アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業	1, 2	004744	(9)		－	－	－	(13)		－	－	－
(2)		気候変動枠組条約拠出金(平成16年度)	2	004739	(6)		温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業(平成26年度)	2	004746	(10)		－	－	－	(14)		－	－	－

施策名	目標 1－3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室				
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月		
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条 ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)第1章第4節、第1章第5節、第3章5節 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)Ⅹ.4 ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)第2章4、第2章7、第2章8 ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)第1章等															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度					
1 気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	-	-	47	R6年度	-	-	47	47	-	-	-	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする規定されているため。 また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成できなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。				△
2 適応法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数	-	-	85	R8年度	-	-	-	65	-	85	-	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとする規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。				○
3 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	-	-	気候変動適応計画の改定	R8年度	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	-	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直ししていくこととされているため。				○
4 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度			17	R7年度	13	14	15	17	18	18	-	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。 また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。		
					11	12	16	18	-	-	-					

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、令和7年に公表予定の気候変動影響評価報告書の検討を行った。 ○気候変動影響評価の評価手法の検討、科学的知見の収集のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。 ○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。	SDGs目標との関係	【主な目標】 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、次期気候変動影響評価報告書の素案を作成した。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和5年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・広域協議会および適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。 ・令和5年から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、2国間でのバイ会合やASEAN環境大臣会合において、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		